



香川県広域水道企業団
Kagawa Water Supply Authority

令和4年10月24日
香川県広域水道企業団総務企画課
担当者 三枝、柿本
ダイヤルイン：087-826-6112

本日、令和4年度第1回香川県広域水道企業団運営協議会が次のとおり開催され、池田豊人（香川県知事）が、香川県広域水道企業団企業長に任命されました。

記

1 運営協議会の開催日時

令和4年10月24日（月曜日） 15時～
（リモート開催）

2 今回任命された企業長

池田 豊人（香川県知事） [任期] R4.10.24～R8.9.4

*任期は、香川県知事としての任期による。

【参考】

- 香川県広域水道企業団規約（平成29年総行市第69号）第9条第2項の規定により、企業長に任命されました。
- 構成団体（県及び県内市町（直島町を除く。））の長による共同任命です。
- 浜田恵造前企業長の任期満了に伴い、令和4年9月5日から今回企業長が任命されるまでの間、高木孝征副企業長が香川県広域水道企業団企業長の職務を代理していました。
- 香川県広域水道企業団設立後の企業長は、次のとおりです。
 - ① 浜田恵造（H29.11.1～H30.9.4、H30.9.5～R4.9.4）
 - ② 【企業長職務代理者】高木孝征（R4.9.5～R4.10.24）
 - ③ 池田豊人（R4.10.24～R8.9.4）

○香川県広域水道企業団規約（平成29年総行市第69号）〈抜粋〉

（企業長）

第9条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は、構成団体の長が共同して任命する。
- 3 企業長は、企業団を統括し、これを代表する。
- 4 企業長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

- 3 構成団体の長が、企業長又は副企業長に任命されたときのそれぞれの任期は、第9条第4項又は第10条第4項の規定にかかわらず、当該構成団体の長としての任期による。

3 規約等

「香川県広域水道企業団規約」及び「香川県広域水道企業団運営協議会規則」は、別紙のとおり。